

「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画の改定案の概要」

流域別下水道整備総合計画（以下「流総計画」という。）とは、下水道法第2条の2の規定に基づき、東京湾や多摩川などの公共用水域の環境基準を達成・維持するために都道府県が定める計画です。将来人口や発生負荷量の推定を基に、環境基準の達成維持に必要な下水道整備計画区域や処理場の配置、計画処理水質等を定めています。

この度、東京都から流総計画の改定案についての意見照会がありました。

この改定案の中では、計画汚水量が減少する見通しであることから、現行の流総計画において計画されていた、調布基地跡地での仮称「野川水再生センター」計画を廃止することとしています。

これに伴い、野川処理区の下水処理は、森ヶ崎水再生センター（大田区）に加え、新たに北多摩一号水再生センター（府中市）で処理する計画となっています。

【改定案の概要（調布市関連部分を抜粋）】

○整備計画年度

現計画 平成20年度から令和6年度まで

改定案 令和7年度から令和31年度まで

○都市別整備方針

	現計画	改定案
処理区名	野川処理区	野川処理区
合流・分流式別	合流式	合流式
計画処理人口	214,100人	209,800人
計画下水量	109,900 m ³ /日	101,100 m ³ /日

○処理施設

（仮称）野川水再生センター計画は廃止する。